

2009年11月12日

民主党

国会審議の活性化について

国民の代表である政治家が国政において十分に責任を果たし得る仕組みを確立するため、1999年の「国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律」成立後の国会審議のあり方を見直し、21世紀臨調からのご提言を参考にしつつ、速やかに所要の法改正等を行う。

1. 政治家同士の議論を阻害している政府参考人制度を廃止する。

※「国会審議活性化法」（1999年成立）の「附則」において、「国会審議及び国の行政機関における政策決定システムの在り方については、国会審議をさらに活性化するとともに、国の行政機関における政策決定が政治主導で行われることを一層確固たるものとする観点から、政府委員制度の廃止の日から三年以内に検討を加えるものとする。」と規定。

2. 内閣法制局長官は内閣の一機関であり、内閣からの独立性の高い人事院総裁、並びに準司法的機関である公正取引委員会委員長、公害等調整委員会委員長とは明らかに異なることから、「政府特別補佐人」から削除する。

※「国会審議活性化法」（1999年成立）の「附則」において、「政府特別補佐人については、副大臣等及び大臣政務官等の設置の時までに見直しを行い、結論を得るものとする。」と規定。

3. 各委員会において、政治家同士による審議の場とは別に、行政監視、国政調査を充実させるため、行政公務員、各界有識者、市民団体、業界団体等から広く意見を聴取する新たな場を設置する。

4. 質問通告の規則を改善・厳格化する。

※現行は「申合せ事項」において、「質疑者は、原則として、前々日の正午までに質問の趣旨等について通告する。」と規定。

5. 政治主導體制を強化するため、大臣政務官を増員する。

以上